

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SBSホールディングス株式会社	コード	2384
提出日	2023/7/14	異動(予定)日	2023/7/14
独立役員届出書の提出理由	独立役員である星秀一氏が取締役専務執行役員に就任することから、社外取締役の要件を満たさなくなるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし	
1	岩崎 二郎	社外取締役	○												△				有
2	小杉 善信	社外取締役	○														○		有
3	松本 正人	社外取締役	○												△				有
4	辻 さちえ	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	2010年6月まで、当社グループの取引先である株式会社JVCケンウッド(当時はJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社)の取締役執行役員常務を務めておられました。なお、当社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、当社の連結売上高の2%に満たないものです。	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識、また、社外役員としての経験と知見を当社の経営に反映していただけるものと判断して、監査等委員でない社外取締役として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当する事実はありません。	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識、また、社外役員としての経験と知見を当社の経営に反映していただけるものと判断して、監査等委員でない社外取締役として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	2016年6月まで、当社取引先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の代表取締役副社長を務めておられました。同社とは、当社の従業員持株会及び役員持株会の事務代行業務に係る取引があるほか、2018年のM&Aにおけるフィナンシャル・アドバイザー業務に係る取引がありましたが、当社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、決算公告で開示されている同社営業収益の0.1%に満たないものです。 なお、同社は、当社の主要借入先である株式会社三菱UFJ銀行が属している連結企業グループに属しております。同行からの連結での借入額は、2020年12月末日現在、金融機関からの総借入額の約39.1%ですが、当社グループは他に複数の金融機関と取引があり、当社グループの意思決定に影響を与えるものではありません。また、同行は当社株式を10%以上保有する主要株主にも該当しておらず、当社グループの意思決定に影響を与えるものではありません。 同氏は、2017年7月から2019年3月開催の当社定時株主総会で社外監査役に選任されるまでの間、当社の非常勤顧問を務めておりましたが、当該職務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであり、顧問報酬は年間1,000万円に満たないものでした。	金融機関における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当する事実はありません。	公認会計士としての専門的知識・経験に加え、内部統制、内部監査、コンプライアンスに関する業務に長年取り組まれた経験を有しております。これらの専門的な知見を、当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

社外取締役の独立性基準

SBSホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、社外取締役の当社からの独立性に関する基準を以下のとおり定める。

1. 当社において、社外取締役が独立性を有する社外取締役（以下「独立取締役」という。）であるというためには、次のいずれにも該当することなく、当社から独立した存在でなければならない。

(1) 当社グループの業務執行者および出身者

当社または当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行取締役または執行役員その他の使用人、およびその就任の前10年間に於いて（ただし、その就任の前10年以内いずれかの時に於いて当社の非業務執行取締役または監査役であったことがある者については、それらの役職への就任の前10年間に於いて）それらの地位にあった者

(2) 主要な株主関係にある者

① 当社の現在の主要株主（総議決権数の10%以上の議決権数を直接、または間接的に保有している者。以下同様）。また、その主要株主が法人である場合には、その主要株主またはその主要株主の属する連結企業グループの取締役、監査役、会計参与、執行役員、執行役員その他の使用人（以下、あわせて「役職員等」という。）、または最近5年間に於いてそれらの地位にあった者

② 当社グループが現在主要株主である会社の役職員等

(3) 当社グループの主要な取引先の役職員等

① 直近事業年度およびその前の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先としていた取引先グループ注1（その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた取引先グループ）の役職員等

② 直近事業年度およびその前の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な取引先であった取引先グループ（当社グループに対して、当社の対象事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っていた取引先グループ）の役職員等

注1 取引先グループ：直接の取引先が属する連結企業グループ

(4) 当社グループの主要な借入先の役職員等

当社グループの主要な借入先（直近の事業年度に係る事業報告において、主要な借入先として名称が記載されている借入先。その親会社および重要な子会社を含む。）の役職員等および最近3年間に於いてそれらの地位にあった者

(5) 当社グループの会計監査人および当社グループが専門的サービスの提供を受けている者

① 現在当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは従業員

② 最近3年間に於いて、当社グループの会計監査人であった監査法人の社員、パートナーまたは従業員で、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（現在退職等をしている者を含む。）

③ 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家

④ 当社グループを主要な取引先とする法律事務所、監査法人、税理士法人その他のアドバイザー・ファーム等（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを受けていた法人等）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員

(6) 当社グループから寄付等を受けている組織の関係者

当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間費用の30%のいずれか高い方を超える寄付または助成を受けている組織の業務を執行する理事、役員もしくは社員または使用人

(7) 当社グループと社外役員の相互派遣関係にある企業グループの関係者

当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている企業グループの取締役、監査役、会計参与、執行役員または執行役員

(8) 近親者

① 当社グループの業務執行取締役、執行役員、部門責任者等の重要な業務を執行する者（以下、執行役と併せて「重要な業務執行者」という。）の配偶者または2親等以内の親族もしくは同居の親族（以下「近親者」という。）。または最近5年間に於いてその地位にあった者の近親者

② 当社の現在の主要株主またはその主要株主が法人である場合には、その主要株主もしくはその主要株主の属する連結企業グループの重要な業務執行者（最近5年間に於いてその地位にあった者を含む。）の近親者

③ 当社が現在主要株主である会社の重要な業務執行者の近親者

④ (3) ①および②に定める取引先グループの重要な業務執行者の近親者

⑤ (4) に定める金融グループの重要な業務執行者（最近3年間に於いてその地位にあった者を含む。）の近親者

⑥ 現在当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは監査業務を実施した従業員（最近3年間に於いてその地位にあった者を含む。）の近親者

⑦ (5) 法律事務所、監査法人、税理士法人その他のアドバイザー・ファーム等の社員またはパートナーの近親者

⑧ (6) の組織の業務を執行する理事または役員等の近親者

2. 当社において、社外取締役が独立取締役であるというためには、その他、上記1. 各号に掲げられている事由以外の事情で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない者でなければならない。

3. 仮に上記1. (2) から(8) までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができるものとする。

以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。